

全国社会科教育学会の「共催」「後援」に関する規程

第1条 全国社会科教育学会（以下「本学会」という。）は、本学会の規約第3条が定める目的を達成するために、社会科教育の研究・教育等に係わる催しに対して、共催ならびに後援を行うことができる。

第2条 本規定において、「共催」とは、本学会の活動の趣旨に合致する催しに対して、本学会の名義の使用を認めるとともに、当該催しの費用の一部を負担することをいう。

「後援」とは、会員等が行う催しについて、その趣旨に賛同し、本学会の名義の使用を認めることをいう。なお、「後援」事業に対しては、学会は費用を負担しない。

第3条 共催は、原則として、本学会の組織・委員会等の推薦にもとづいて行う。後援は、本学会の会員の申請にもとづいて行う。

第4条 催しの後援を希望する会員は、本学会の定める申請書（書式は別途定める。）を、会長あてに提出する。申請は、催しの1か月前を締め切りとする。

第5条 共催ならびに後援の決定は、会長の提案にもとづいて常任理事会で行う。決定には、以下の条件を満たしていることを条件とする。

- (1) 学会規約第3条の目的に一致していること。
- (2) 営利を目的としないこと。
- (3) 会員の研究・教育活動等にとって有益であること。

第6条 本学会は、広報媒体等を通して、共催・後援を決定した催しの予告や成果の告知に努める。

第7条 その他、共催ならびに後援に関して必要な事項は、常任理事会で決定する。

付則 本規程は、平成26年12月1日より施行する。